

病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携のための事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急性期病院一般入院基本料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第1章第2部第1節に規定する入院基本料であって、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に係るもので、同節に規定する一般病棟入院基本料のうち急性期病院一般入院基本料の急性期病院A一般入院料又は急性期病院B一般入院料の施設基準に適合する病棟に係るものをいう。
- (2) 急性期一般入院基本料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第1章第2部第1節に規定する入院基本料であって、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に係るもので、同節に規定する一般病棟入院基本料のうち急性期一般入院基本料の急性期一般入院料1から同入院料6までのいずれかの施設基準に適合する病棟に係るものをいう。
- (3) 地域一般入院基本料 診療報酬の算定方法別表第一第1章第2部第1節に規定する入院基本料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に係るもので、同節に規定する一般病棟入院基本料のうち地域一般入院基本料の地域一般入院料1から同入院料3までのいずれかの施設基準に適合する病棟に係るものをいう。
- (4) 特定集中治療室管理料 診療報酬の算定方法別表第一第1章第2部第3節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に係るもので、同節に規定する特定集中治療室管理料のうち特定集中治療室管理料1から同管理料3までのいずれかの施設基準に適合する病室に係るものをいう。
- (5) ハイケアユニット入院医療管理料 診療報酬の算定方法別表第一第1章第2部第3節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に係るもので、同節に規定するハイケアユニット入院医療管理料のうちハイケアユニット入院医療管理料1又はハイケアユニット入院医療管理料2の施設基準に適合する病室に係るものをいう。
- (6) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 診療報酬の算定方法別表第一第1章第2部第3節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に係るもので、同節に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に適合する病室に係るものをいう。
- (7) 地域包括医療病棟入院料 診療報酬の算定方法別表第一第1章第2部第3節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に係るもので、同節に規定する地域包括医療病棟入院料のうち地域包括医療病棟入院料1又は地域包括医療病棟入院料2の施設基準に適合する病棟に係るものをいう。

- (8) 回復期リハビリテーション病棟入院料 診療報酬の算定方法別表第一第 1 章第 2 部第 3 節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に係るもので、同節に規定する回復期リハビリテーション病棟入院料のうち回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から同入院料 5 まで又は回復期リハビリテーション入院医療管理料のいずれかの施設基準に適合する病棟又は病室に係るものをいう。
- (9) 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 診療報酬の算定方法別表第一第 1 章第 2 部第 3 節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に係るもので、同節に規定する特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準に適合する病棟に係るものをいう。
- (10) 地域包括ケア病棟入院料 診療報酬の算定方法別表第一第 1 章第 2 部第 3 節に規定する特定入院料であって、基本診療料の施設基準等に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に係るもので、同節に規定する地域包括ケア病棟入院料のうち地域包括ケア病棟入院料 1 から同入院料 4 まで又は地域包括ケア入院医療管理料 1 から同管理料 4 までのいずれかの施設基準に適合する病棟又は病室に係るものをいう。
- (11) 心大血管疾患リハビリテーション料 診療報酬の算定方法別表第一第 2 章第 7 部第 1 節に規定するリハビリテーション料であって、特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に係るもので、同節に規定する心大血管疾患リハビリテーション料のうち心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）又は心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合する保険医療機関に係るものをいう。
- (12) 脳血管疾患等リハビリテーション料 診療報酬の算定方法別表第一第 2 章第 7 部第 1 節に規定するリハビリテーション料であって、特掲診療料の施設基準等に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に係るもので、同節に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）から脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）までのいずれかの施設基準に適合する保険医療機関に係るものをいう。
- (13) 運動器リハビリテーション料 診療報酬の算定方法別表第一第 2 章第 7 部第 1 節に規定するリハビリテーション料であって、特掲診療料の施設基準等に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に係るもので、同節に規定する運動器リハビリテーション料のうち運動器リハビリテーション料（Ⅰ）から運動器リハビリテーション料（Ⅲ）までのいずれかの施設基準に適合する保険医療機関に係るものをいう。
- (14) 呼吸器リハビリテーション料 診療報酬の算定方法別表第一第 2 章第 7 部第 1 節に規定するリハビリテーション料であって、特掲診療料の施設基準等に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に係るもので、同節に規定する呼吸器リハビリテーション料のうち呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合する保険医療機関に係るものをいう。

（補助事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により策定する「和歌山県地域医療介護総合確保計画」に基づき事業者が実施する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 回復期病床整備事業（急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料を算定する病床について、急性期機能（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 2 第 2 号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）から回復期機能（同条第 3 号に規定す

る病床の機能をいう。以下同じ。)に転換又は回復期機能を強化する事業をいう。以下同じ。)

(2) 高度急性期病床整備事業(高度急性期機能(医療法施行規則第30条の33の2第1号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)を担う病床の数が、当該機能に係る将来の病床数の必要量(同規則第30条の28の3第1項の規定により算定された病床の数をいう。)を下回る二次保健医療圏(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第14号に規定する区域をいう。以下同じ。)において、急性期病院一般入院基本料又は急性期一般入院基本料を算定する病床を、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料又は脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病床に転換する事業をいう。以下同じ。)

(3) 病床廃止等事業(和歌山県地域医療構想に基づく事業再構築に伴い、一般病床(医療法第7条第2項第5号に規定する病床をいう。以下同じ。)若しくは療養病床(同項第4号に規定する病床をいう。以下同じ。)を廃止する事業又はこれらの病床に係る人員の削減を行う事業をいう。以下同じ。)(対象経費、補助率及び補助金の額)

第4条 前条各号に掲げる補助事業の事業者(以下「補助事業者」という。)、区分、基準額及び対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助率は、2分の1とする。

3 補助金の額は、次の各号により算出された額を各々比較して、最も少ない額とする。

(1) 別表第1に掲げる補助事業の区分ごとに定める基準額に前項の補助率を乗じて得た額

(2) 別表第1に掲げる補助事業の区分ごとに定める対象経費の実支出額に前項の補助率を乗じて得た額

(3) 別表第1に掲げる補助事業の区分ごとに総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額に前項の補助率を乗じて得た額

4 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業期間が複数年度にわたるもの)

第5条 別表第1に掲げる補助事業のうち、次の各号に掲げるものであって、着手から完了までの期間が県の複数の会計年度にわたるものにあつては、それぞれ当該各号の経費を補助金の交付の対象とする。

(1) 対象経費が工事費又は工事請負費であるもの 次条の規定による承認を受けた日の属する県の会計年度からその翌々年度までに要する経費(当該事業と一体的に実施する設備整備に係る経費を含む。)

(2) 実施設計の区分に該当するもの 当該実施設計に係る委託料

(3) 病床廃止に伴う施設等処分の区分に該当するもの 補助金の交付申請が第6条の規定による承認を受けた日の属する県の会計年度の翌々年度までに行われる場合に限り、当該特別損失

(4) 退職者に係る人件費の区分に該当するもの 次条の規定による承認を受けた日の属する県の会計年度からその翌年度までに要する退職金の割増相当額

2 前項に規定する補助事業にあつては、補助金の交付決定等は県の会計年度ごとに行うこととし、補助事業者において事業の内容を整理、区分した上で、この要綱の規定に基づく補助金の交付申請等の手続を行わなければならないものとする。

3 第1項第3号に掲げる補助事業にあつては、病床の廃止に伴い不要となる施設又は設備の処分に着手することをもって、補助事業の着手とみなす。

(事業計画の承認)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助事業者のうち、前条第1項に掲げる補助事業を行おうとする者は、補助事業に着手しようとする日の属する県の会計年度において、補助事業に着手する前に、事業計画承認申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業（別表第1に掲げる補助事業のうち、病床廃止に伴う施設等処分の区分に該当するものを除く。）に着手する前に、補助金等交付申請書（規則第4条に規定する補助金等交付申請書をいう。以下同じ。）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 別表第2に掲げる書類

(2) 第5条第1項に掲げる補助事業にあつては、前条の規定による承認を受けたことを証する書類の写し（当該承認を受けた日の属する県の会計年度の翌年度以降に行う交付申請の場合に限る。）

2 第5条第1項に掲げる補助事業にあつては、前条の規定による承認申請及び初年度の事業に係る補助金の交付申請の手続を同時に行うものとする。

3 別表第1に掲げる補助事業のうち、病床廃止に伴う施設等処分の区分に該当するものにあつては、病床の廃止に伴い不要となる施設又は設備を処分し、かつ、当該処分に係る特別損失を財務諸表に計上した後、補助金等交付申請書に別表第3に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

4 補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分変更（当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ その他重要な変更として知事が別に定める場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

ウ 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、報告を行うこと。

(4) 補助事業により、取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならないこと。

(5) 前号の財産は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。この号において「厚生労働省告示」という。）別表に定める処分制限期間に相当する期間内（厚生労働省告示に定めのない財産については、これに準ずると認められる期間内）において、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準じて、これを行わなければならないこと。

(9) 補助事業を行うため、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(10) 補助事業者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担金又は補助金を受給してはならないこと。

(11) 回復期病床整備事業にあつては、次のアからウまでに掲げる条件を満たすものであること。

ア 病床機能の転換を伴う場合にあつては、補助事業者が属する二次保健医療圏に設置する地域医療構想調整会議（医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における合意をあらかじめ得ていること。

イ 補助事業（実施設計の区分に該当するものを除く。ウにおいて同じ。）を実施した病床については、事業の完了後速やかに地域一般入院基本料、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれかを算定することとし、地方厚生局長等への当該入院料に係る施設基準の届出を完了すること。ただし、地域一般入院基本料の算定は、事業実施以降に心大血管疾患リハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料（運動器リハビリテーション料（Ⅲ）を除く。）又は呼吸器リハビリテーション料（呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）のいずれかを新たに算定する場合に限る。

ウ 補助事業を実施した病床について、事業実施以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床と報告すること。ただし、事業実施以降に地域包括ケア入院医療管理料 1 から同管理料 4 までのいずれかを算定する場合は、この限りでない。

(12) 高度急性期病床整備事業にあつては、次のアからウまでに掲げる条件を満たすものであること。

ア 補助事業者が属する二次保健医療圏に設置する地域医療構想調整会議における合意をあらかじめ得ていること。

イ 補助事業（実施設計の区分に該当するものを除く。ウにおいて同じ。）を実施した病床については、事業の完了後速やかに特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料又は脳卒中

ケアユニット入院医療管理料のいずれかを算定することとし、地方厚生局長等への当該入院料に係る施設基準の届出を完了すること。

ウ 補助事業を実施した病床について、事業実施以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床と報告すること。

13) 病床廃止等事業にあつては、次に掲げる条件を満たすものであること。

ア 一般病床又は療養病床の廃止に伴い処分する施設又は設備であつて、その取得、改修等に当たり国、県その他の公共団体等から補助金等（補助金、負担金、利子補給金又はその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。この号において同じ。）の交付を受けているものについては、当該処分に係る各省各庁又は県その他の公共団体等の長の承認を受けていること。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を国、県その他の公共団体等に納付している場合又は各省各庁若しくは県その他の公共団体等の長が定める当該施設若しくは設備に係る処分制限期間を経過している場合は、この限りでない。

イ 病床機能の転換を伴う場合にあつては、補助事業者が属する二次保健医療圏に設置する地域医療構想調整会議における合意をあらかじめ得ていること。

（変更の承認等）

第 9 条 前条第 1 号（ウを除く。）の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（別記第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

(1) 別表第 2 に掲げる書類（当該変更に係る内容がわかるもの）

(2) 第 6 条の規定による承認を受けた事業にあつては、当該承認を受けたことを証する書類の写し

2 前条第 1 号ウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第 10 条 補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第 7 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 別表第 2 に掲げる書類（当該変更に係る内容がわかるもの）

(2) 第 6 条の規定による承認を受けた事業にあつては、当該承認を受けたことを証する書類の写し
（交付決定前着手の届出）

第 11 条 補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遂行状況報告の提出）

第 12 条 補助事業者は、別途知事の指示するところにより、補助事業遂行状況報告書（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業（別表第 1 に掲げる補助事業のうち、病床廃止に伴う施設等処分の区分に該当するものを除く。）を完了したときは、補助事業等実績報告書（規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書をいう。次項において同じ。）に別表第 3 に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 別表第 1 に掲げる補助事業のうち、病床廃止に伴う施設等処分の区分に該当するものにあつては、補助金等交付申請書及び別表第 3 に掲げる書類の提出をもって、補助事業等実績報告書による報告があったものとみなす。

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事の定める期間は、第 8 条第 5 号に規定する期間とする。

(書類の経由)

第 15 条 規則又はこの要綱に基づき知事に提出する書類は、別に定めるものを除き、補助事業者の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、和歌山市内に所在する補助事業者にあつては、この限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 3 条第 1 号及び第 2 号の補助事業については、補助事業者が属する二次保健医療圏に地域医療構想調整会議が設置された日以降に行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の病床機能分化・連携推進施設等整備事業費補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金及び実施した補助金の交付の対象となる事業の取扱いについては、なお従前の例による。

(補助率に関する特例)

3 この要綱による改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、この要綱の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、「2 分の 1 を超えない範囲において知事が別に定める」とあるのは、「4 分の 3 とする」とする。

4 この要綱による改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、「2 分の 1 を超えない範囲において知事が別に定める」とあるのは、「3 分の 2 とする」とする。

(補助率の適用方法に関する特例)

5 この要綱による改正後の第 5 条第 1 項に規定する補助事業であつて、かつ、この要綱の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に着手するものについては、病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受ける初年度の翌年度以降に交付を受ける当該補助金の補助率は、改正後の第 4 条第 2 項及び前 2 項の規定にかかわらず、当該補助金の交付決定を受ける初年度の補助率に相当する率とする。

6 この要綱による改正後の第 6 条第 3 項に規定する補助事業であつて、かつ、この要綱の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にこの要綱による改正後の第 6 条第 1 項の規定による承認を受けたものについては、病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を受ける補助金の補助率は、改正後の第 4 条第 2 項、附則第 3 項及び附則第 4 項の規定にかかわらず、当該承認を受けた日の属する県の会計年度の補助率に相当する率とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱の規定により承認を受けた事業計画、交付を受けた補助金及び実施した補助金の交付の対象となる事業の取扱いについては、なお従前の例による。

(補助率に関する特例)

- 3 この要綱による改正後の第4条第2項の規定の適用については、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間、「2分の1を超えない範囲において知事が別に定める」とあるのは、「別表第1に掲げる補助事業のうち実施設計の区分に該当するものにあつては2分の1とし、その他の補助事業にあつては4分の3とする」とする。

- 4 この要綱による改正後の第4条第2項の規定の適用については、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、「2分の1を超えない範囲において知事が別に定める」とあるのは、「別表第1に掲げる補助事業のうち実施設計の区分に該当するものにあつては2分の1とし、その他の補助事業にあつては3分の2とする」とする。

(補助率の適用方法に関する特例)

- 5 この要綱による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する補助事業であつて、かつ、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間にこの要綱による改正後の第7条第1項の規定による承認を受けたものについては、病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を受ける補助金の補助率は、改正後の第4条第2項及び前2項の規定にかかわらず、当該承認を受けた日の属する県の会計年度の補助率に相当する率とする。
- 6 この要綱による改正後の別表第1に掲げる補助事業（実施設計の区分に該当するものを除く。この項において同じ。）であつて、かつ、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間に着手が計画されていたもののうち、県からの要請により新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者を収容することのできる病床を一時的に確保するため着手が延期されたものについては、病床機能分化・連携推進事業費補助金交付要綱に基づき交付を受ける補助金の補助率は、当該病床の確保に係る期間が終了した日から1年を経過するまでの間に補助事業に着手する場合に限り、改正後の第4条第2項及び前3項の規定にかかわらず、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の第2条第1項第1号に規定する急性期一般入院基本料については、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第54号）ただし書きの規定に基づき、令和4年9月30日までの間、なおその効力を有するものとされる旧算定方法の急性期一般入院料6を算定

する病棟を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5条第1項又は第6条に規定する補助事業であって、令和5年3月31日までに事業計画の承認を受けたものについては、次のいずれかの算定方法を用いるものとする。
 - (1) 改正前の基準額及び承認を受けた日の属する県の会計年度の補助率を適用
 - (2) 改正後の基準額及び補助率を適用

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助事業名	補助事業者	区分	基準額	対象経費
回復期病床整備事業	病院	実施設計	1 床当たり 500 千円 × 整備病床数	急性期機能から回復期機能に転換又は回復期機能を強化するために必要な施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）の整備（新築、増築又は改修）に要する実施設計に係る委託料
		施設整備	新築又は増築 1 床当たり 9,000 千円 × 整備病床数 改修 1 床当たり 5,038 千円 × 整備病床数	急性期機能から回復期機能に転換又は回復期機能を強化するために必要な施設（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）の整備（新築、増築又は改修）に要する工事費又は工事請負費
		設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	急性期機能から回復期機能に転換又は回復期機能を強化するために必要な設備（リハビリテーションに使用する医療機器等）に係る備品購入費（事業実施以降の病床において使用するものに限る。）
高度急性期病床整備事業	病院	実施設計	1 床当たり 500 千円 × 整備病床数	特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料又は脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病床に転換するための施設（病室、処置室等）の整備（新築、増築又は改修）に要する実施設計に係る委託料
		施設整備	新築又は増築 1 床当たり 9,000 千円 × 整備病床数 改修 1 床当たり 5,038 千円 × 整備病床数	特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料又は脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病床に転換するための施設（病室、処置室等）の整備（新築、増築又は改修）に要する工事費又は工事請負費
		設備整備	1 施設当たり 61,713 千円	特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料又は脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病床への転換に必要な設備（重症救急患者の治療に使用する医療機器等）に係る備品購入費（事業実施以降の病床において使用するものに限る。）
病床廃止等事業	病院又は病床を有する診療所	実施設計	1 床当たり 500 千円 × 廃止病床数	病床廃止に伴い、施設（病棟、病室等）を県の医療提供体制の充実に資するものに改修するために要する実施設計に係る委託料（介護保険法の適用される施設への改修は、改修に当たって他に活用できる補助制度がなく、かつ、当該施設が補助事業者により運営される場合に限る。）
		病床廃止を伴う改修	1 床当たり 5,038 千円 × 廃止病床数	病床廃止に伴い、施設（病棟、病室等）を県の医療提供体制の充実に資するものに改修するために要する工事費又は工事請負費及び当該改修後の施設で使用する設備に係る備品購入費（介護保険法の適用される施設への改修は、改修に当たって他に活用できる補助制度がなく、かつ、当該施設が補助事業者により運営される場合に限る。）
		病床廃止に伴う施設等処分	1 床当たり 2,000 千円 × 廃止病床数	病床廃止に伴い不要となる施設（病棟、病室等）又は設備（当該施設で使用されていた医療機器）の処分に係る損失であって、財務諸表上の特別損失に計上され、かつ、次に掲げる要件を満たすもの

				(1) 和歌山県地域医療構想の公示の日（平成 28 年 6 月 7 日）前に取得した施設又は設備の処分に係るものであること。 (2) 「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」又は「固定資産売却損」のいずれかの勘定科目に該当するものであること。 (3) 関係事業者（医療法第 51 条第 1 項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 項第 1 号で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却については、複数の不動産鑑定士又は専門事業者の鑑定によって市場価格と大幅な乖離がないと認められる場合（売却後において購入者が使用しない場合及び売却者が継続使用する場合を除く。）に限ること。
		退職者に係る人件費	早期退職制度を活用する職員 1 人当たり 6,000 千円	就業規則等で定めた早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額（和歌山県地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換又は病床の廃止に伴い早期退職する職員に係るものに限る。）

注 病院及び診療所は、医療法第 7 条に基づく開設等の許可を受けたものに限る。

別表第 2（第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条関係）

区分	書 類	提出期限
共 通	1 事業計画書（別記第 2 号様式） 2 経費所要額調書（別記第 3 号様式） 3 歳入歳出予算書の抄本 4 役員名簿（補助事業者が法人の場合に限る。） 5 補助事業者が属する二次保健医療圏に設置する地域医療構想調整会議において、当該事業の実施について協議を行うこととなった場合には、当該事業の実施について合意を得たことを証する書面	別途指定する日
実施設計	発注仕様書、見積書等の写し	
施設整備	工事費、施工内容等の明細が明らかとなる資料（工事設計書、工事内訳書、施工箇所を明示した平面図等）	
設備整備	設備の金額、仕様等の明細が明らかとなる資料（見積書の写し、カタログ、設置箇所を明示した建物の平面図等）	
病床廃止を伴う改修	1 施設の改修を行う場合には、工事費、施工内容等の明細が明らかとなる資料（工事設計書、工事内訳書、施工箇所を明示した平面図等） 2 設備の整備を行う場合には、設備の金額、仕様等の明細が明らかとなる資料（見積書の写し、カタログ、設置箇所を明示した建物の平面図等）	
病床廃止に伴う施設等処分	1 施設の処分を行う場合には、解体工事費又は売却額の明細が明らかとなる資料（工事設計書、工事内訳書、施工箇所を明示した平面図、売却に係る査定書の写し等） 2 設備の処分を行う場合には、廃棄処分費又は売却額の明細が明らかとなる資料（設備の設置箇所を明示した建物の平面図、廃棄処分に係る見積書の写し、売却に係る査定書の写し等）	
退職者に係る人件費	早期退職する職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等）	

注 1 事業計画書（別記第 2 号様式）については、別紙 1～3 を含む。

注 2 表中に掲げる書類のほか、必要に応じ、参考となるべき資料の提出を求める場合がある。

別表第3（第7条、第13条関係）

区分	書 類	提出期限
共 通	1 事業実績書（別記第10号様式） 2 経費所要額精算書（別記第11号様式） 3 歳入歳出決算書（見込書）の抄本 4 役員名簿（補助事業者が法人の場合に限る。）	補助事業の実施年度の翌年度の4月5日又は当該補助事業が完了した日から25日が経過した日のいずれか早い日
実施設計	1 実施設計に係る契約書等の写し 2 実施設計の完了を証する書面の写し 3 実施設計に係る成果物の写し	
施設整備	1 工事請負に係る契約書等の写し 2 工事の完了を証する書面（工事完了報告書等）の写し 3 建築基準法第6条第1項の規定に該当するものである場合、同法第7条第5項の検査済証等関係法令の基準を満たすことを証する書面の写し 4 図面（施工箇所を明示したもの） 5 写真（施設全景、改修箇所等に係るものであって、事業完了後の補助事業の概要がわかるもの） 6 補助事業の実施以降において、地域一般入院基本料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料の算定を新たに開始する場合は、当該入院料に係る施設基準の届出が地方厚生局長等に受理されたことを証する書類 7 回復期病床整備事業において、補助事業の実施以降に地域一般入院基本料を算定する病院にあつては、心大血管疾患リハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料（運動器リハビリテーション料（Ⅲ）を除く。）又は呼吸器リハビリテーション料（呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）のいずれかに係る施設基準の届出が地方厚生局長等に受理されたことを証する書類	
設備整備	1 備品購入に係る契約書等の写し 2 納品を証する書面の写し 3 図面（設備の設置箇所を明示したもの） 4 写真（整備を実施した設備に係るものであって、事業完了後の補助事業の概要がわかるもの） 5 補助事業の実施以降において、地域一般入院基本料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料の算定を新たに開始する場合は、当該入院料に係る施設基準の届出が地方厚生局長等に受理されたことを証する書類 6 回復期病床整備事業において、補助事業の実施以降に地域一般入院基本料を算定する病院にあつては、心大血管疾患リハビリテーション料（心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料（運動器リハビリテーション料（Ⅲ）を除く。）又は呼吸器リハビリテーション料（呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）を除く。）のいずれかに係る施設基準の届出が地方厚生局長等に受理されたことを証する書類	
病床廃止を伴う改修	1 工事請負又は備品購入に係る契約書等の写し 2 施設の改修を行った場合には、工事の完了を証する書面（工事完了報告書等）の写し 3 設備の整備を行った場合には、納品を証する書面の写し 4 図面（施工箇所又は設備の設置箇所を明示したもの） 5 写真（施設全景、改修箇所、整備を実施した設備等に係るものであって、事業完了後の補助事業の概要がわかるもの） 6 病床の廃止について地方厚生局長等に届け出たことを証する書類	

病床廃止に伴う施設等処分	1 施設又は設備の処分に係る契約書等の写し 2 施設の処分を行った場合には、解体工事の完了を証する書面（工事完了報告書等）の写し、解体工事の状況がわかる写真等 3 設備の処分を行った場合には、廃棄処分に係る産業廃棄物管理票の写し、廃棄処分の状況がわかる写真等 4 施設又は設備の処分に係る特別損失の額を証する資料（財務諸表の写し等） 5 病床の廃止について地方厚生局長等に届け出たことを証する書類
退職者に係る人件費	1 早期退職した職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等） 2 当該職員が退職したことを証する書類（公共職業安定所の長に提出した雇用保険被保険者資格喪失届の控え、日本年金機構に提出した健康保険被保険者資格喪失届の控え等） 3 当該職員に退職金を支給したことを証する書類

注1 事業実績書（別記第10号様式）については、別紙1～3を含む。

注2 施設基準の届出を4月5日以降に行う場合は、実績報告書に当該届出書の案を添付して提出し、当該届出が地方厚生局長等に受理された後、速やかに当該受理を証する書類を提出すること。

注3 表中に掲げる書類のほか、必要に応じ、参考となるべき資料の提出を求める場合がある。